

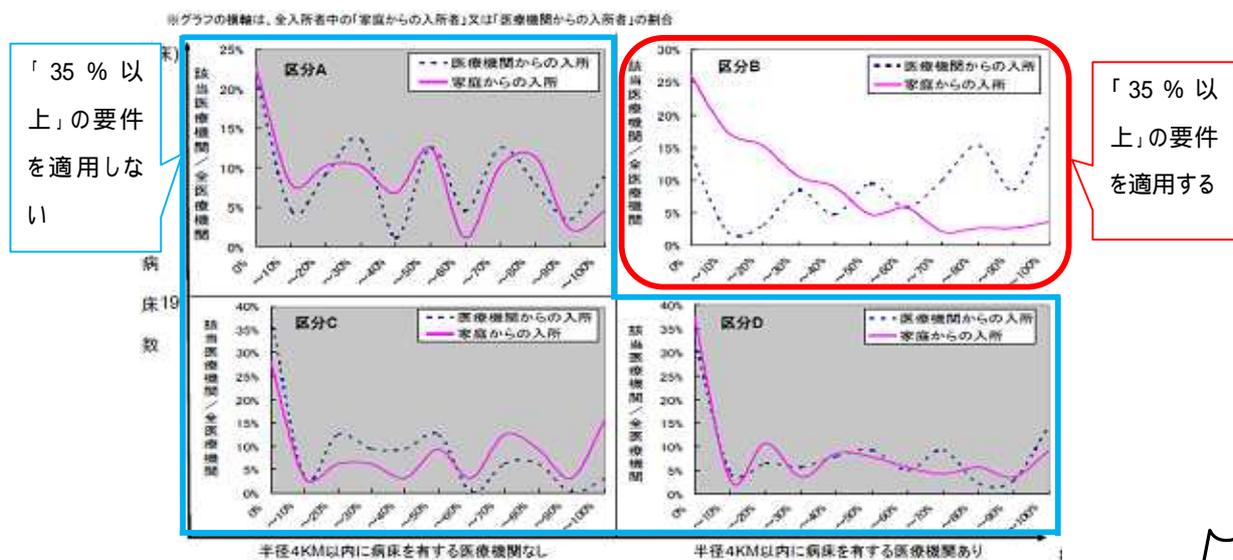
社保審「第60回 介護給付費分科会」 転換型老健の“医療機関からの入所者割合”の要件緩和

2009年度の介護報酬改定へ向けた議論を行っている社会保障審議会・介護給付費分科会（分科会長＝大森彌・東京大学名誉教授）は11月28日、介護療養型老人保健施設（転換型老健）の施設要件である「医療機関からの入所者と、家庭からの入所者の差が35%以上」の要件緩和を大筋で了承した。



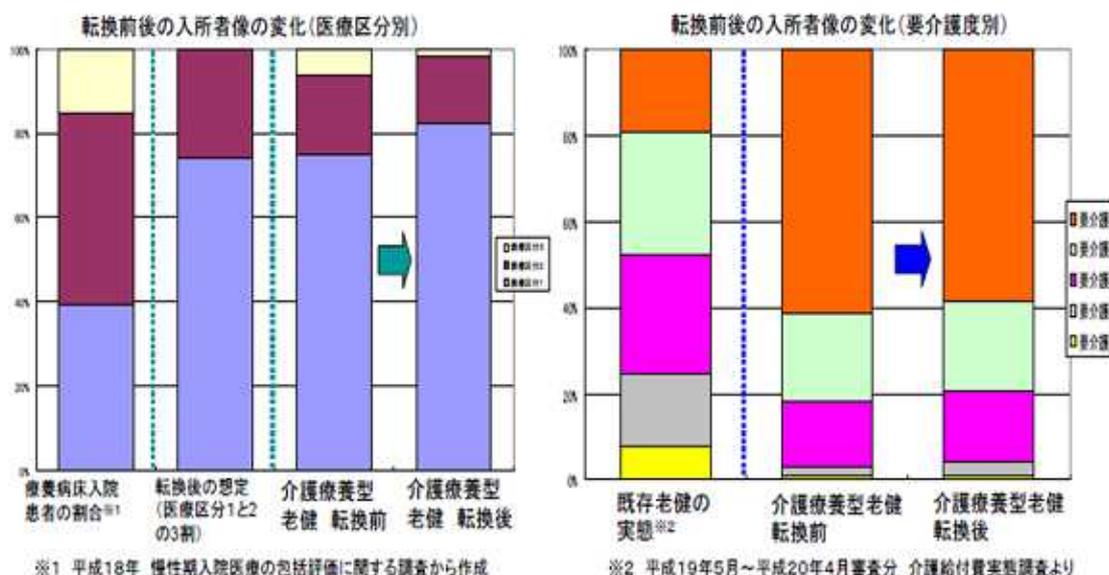
委員からは「転換型老健は本来の“ナースィングホーム”に近い」との意見が挙がった

転換型老健の施設要件は、年間新規入所者のうち、「医療機関」からの入所者の割合と「家庭」からの入所者の割合の差が35%以上を標準（2009年4月から適用） - 1【身体的医療ニーズ】直近3カ月間に、経管栄養または喀痰吸引の実施者の割合が15%以上、 - 2【精神的医療ニーズ】直近3カ月間に、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクM該当者の割合が一定以上とされている。しかし、厚労省が実施した「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」（n=575床）では、有床診や周囲に医療機関がない病院から転換した老健では、医療機関からの入所者が少なく、家庭からの入所者との割合に差が見られなかったことから、「19床以下」と「半径4km以内に他の医療機関がない」転換型老健には の要件を適用しないこととする。



“想定外”だった転換型老健の入所者像

転換型老健の入所者について厚労省は、転換後は医療区分 3 の入所者は存在せず、医療区分 1 と 2 のみと想定していたが、同調査の結果、転換後は医療区分 1 が 8 割を超える一方、医療区分 3 が 1.7%存在しており、一定の医療ニーズがあることがわかった。また、要介護度も転換前後で変化がなく、既存型老健よりも要介護度の重い入所者が多い実態が明らかになった。



さらに転換型老健では、医薬品費・医療材料費が従来型老健の 2 倍近くに上り、介護療養型医療施設に匹敵していたことから、「単位数の引き上げなど何らかの対応が必要」(事務局)としている。

介護療養型老人保健施設の医薬品費・医療材料費について

施設	1人1日当たり医薬品費 + 医療材料費
転換後の介護療養型老人保健施設	1,337 円

2008 年度老人保健健康増進等事業「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」より算定

(参考)介護事業経営実態調査での結果

施設	1人1日当たり医薬品費 + 医療材料費	
	2005 年度	2008 年度
介護療養型医療施設	1,386 円	1,344 円
従来型老人保健施設	780 円	722 円

社会保障審議会介護給付費分科会の資料をもとに作成